

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、9番、伊藤英雄君であります。

◎議第28号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第28号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（高橋尚志君） それでは、議第28号 指定金融機関の指定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の28ページをお開きください。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により次の金融機関を指定し、下田市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるものとするものでございます。

指定金融機関の名称は、三島信用金庫。

所在地は、静岡県三島市芝本町12番3号でございます。

指定の期間は、平成28年7月1日から平成30年6月30日まででございます。

提案の理由でございますが、現在指定金融機関としております株式会社静岡中央銀行は、平成28年6月30日をもって指定の期間が満了となりますので、平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2年間、三島信用金庫を指定金融機関として指定するものでございます。

なお、条例改正関係等説明資料の23ページから24ページに、これまでの指定金融機関の指定状況につきまして添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第29号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第29号 市道の認定及び路線変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） それでは、議第29号 市道の認定及び路線変更についてご説明申し上げます。

議案件名簿の29ページ及び条例改正関係等資料25ページをお願いいたします。

29ページの記の表にあります路線を市道に認定及び路線変更したいため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは農道である御台場線を市道に認定し、あわせ旧農道と重複した市道があるため、路線の一部変更をし整理をするためでございます。

道路法第8条第2項の規定は、道路法上路線認定する場合、議会の議決が必要である旨を定めた条文であります。道路法第10条第3項の規定は、路線の廃止または変更に対しての条文でございます。

路線認定につきまして、路線名は御台場線であります。起点は下田市須崎字椎ノ久保1075番2地先より、終点は下田市須崎字須砂里1004番1地先でございます。説明資料25ページのほうに図があります。それを見ていただきたいと思います。A3のカラーの資料になりますけれども、配置図の黄色い部分、記号がAからDに及ぶ路線が今回路線認定したい御台場線でございます。市道延長703メートル、幅員4.7メートルから最大8.4メートルでございます。

議案件の記に戻っていただき、路線変更につきまして2路線ほど農道御台場線と重複している路線整理のため一部廃止、短縮いたします。

1つは、椎の久保須砂里山線で、起点を椎ノ久保1075から椎ノ久保1031番5地先に変更い

たします。資料の中でいいますと、上の赤い線、終点は変えずに起点をAからBに変更するものでございます。市道延長は660メートルから443メートルとなり、217メートルの減長となります。

もう一つは椎の久保須砂里線で、図の下の赤い線になるんですけれども、終点を須砂里1004番1から須砂里999番1地先に変更いたします。資料の中では、起点を変えずに終点をDからCの位置に変更するものでございます。市道延長は741.4メートルから599.4メートルとなり、142メートルの減長となります。

また、あわせて地番表示として地先の表示が現在の市道の台帳の中になかったため、その状態にあるものは地先表示と変更しております。

29ページ戻っていただいて、提案理由は、地域の利便性を図るため農道を市道に認定し、あわせ重複した市道の整合性を図るものでございます。

この道路周辺においては、住宅地にしたいとの要望が幾度となくありました。須崎区も農業委員会も農地としての土地利用の方針であり、道路も農道として管理を行ってまいりました。しかし、東日本大震災を受け津波対策から地区の方々の住宅高台移転の意向が強まり、平成26年5月に須崎区より住宅建築の配慮として、本路線の市道認定の要望書が提出されました。その後、地権者、須崎区、農業委員会と協議の結果、地域の利便性を考慮し農道から市道へ認定を行いたいと考え、重複回避のため路線を縮小する2路線の変更とともに議案として提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（森 温繁君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

8番、鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） すみません、ちょっと聞きたいんですけども、この辺は西部農道のところら辺一带は農業振興地域みたいで、農業を振興していく場所だというふうに思っておりますが、農道から市道に変更することによって、この辺を宅地化していこうというふうなことなのかどうかということと、もう1点、特にこの辺のことで一番心配されるのが排水路ですね。宅地化したときに生活用水、排水路はこの辺ないんじゃないかというようなことも言われていまして、そこら辺のところはどのように、今まで浸透式でその場で排水を処理しているようなことがあったんですが、宅地化していくとそれだけじゃもう済まなくなるんじ

ゃないかと思うんですが、そこら辺のところはどのように対応しようとしているのかお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） まず、農地の宅地化なのかというお話につきましては、農振地区はそのまま残します。ですから、白地の部分と農地がかかっている、農地地目ではない部分については宅地化というか、家を建てられるようになります。それは、地元の方はそうしていただきたいという希望でございますが、ほぼほぼ青地、農用地区域とあと財産区の土地がありますので、さほど土地の、住宅を建てられるよう、可能になる土地というのはさほど残る……、どのぐらいかな、大きな土地はそれほどありません。ただ、その須崎区の住民の方々の希望というのは、そのないけれども、ないけれどもって言ったら、住宅地にできる土地に住宅を建てやすくしてほしいという希望なものですから、当然そういう可能な土地は点在はしております。ただ、農地は農地でのまま、用地というか農用地区域、青地の区域自体はそのままそれを外すわけではないものですから、そこに家を建てるということはできないと思っています。

面積比自体はちょっと今資料がないもので、どのぐらいかというのは、もし必要であれば、また資料をお出ししますけれども、ですので、でかい開発等々には関連してこないだろうなとは考えております。

もう一つの排水の関係なんですけれども、言われるように現在ここに家を建てるとすると浸透式のやり方しかないと思っています。浸透式自体がいい悪いという話は、その家を確認申請を出された際にチェックするしかない。チェックするというのは、それは設計士さんの判断で、本来であれば地質調査等を行って、それが水を吸い込める土地なのかどうなのか確かめなければいけない。そこまでした中の家を建てるという行為に対しての設計と考えておりますので、だめという話ではなくて、可能にするために手法を考えていただければいいということで、私は、その道路管理としてそれを受け入れるということは考えておりませんので、各宅地の中で処理していただけることを可能にさせていただく手法を考えていただくと考えております。

答えになっていますでしょうか。

○議長（森 温繁君） 8番、鈴木君。

○8番（鈴木 敬君） 地権者が、土地所有者が何らかの形で、須崎の人等を主にして、そこに新たに家を建てたいということで何軒か建つということは十分考えられますが、要するに

業者的なものが宅地開発するというふうなことは余り想定はしていないということなのかなということが1点と、もう1点、ある程度、1軒2軒じゃなくてある程度の数の宅地がもつとふえていくとしたら、やはり下水道接続ではないんですは排水路はしっかりしないと、浸透式だけで十分処理できるのかどうなのかということについてはすごく不安がありますけれども、そこら辺のところは、1軒2軒ならばそこら辺のところ浸透式でいくんだらうけれども、何軒か宅地が造成されたときにそれで賄えるのかどうなのかということについて、ちょっともう一度お聞かせください。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 農地のほうからお答えさせていただきますけれども、農振農用地がございまして、農振農用地に対して許可制度とか、外すに当たりまして農地法の縛りがございます。ですから、農地法の縛りの中で農業は守っていこうという考えでございませう。

説明資料の資料を見ていただくと、現在AからBにつきましては、市道と重複している部分がございます。CからDですか、これも重複していると。これ現在も市道接続要件がありますので住宅は建てられる形となっております。BからCにつきましては、市道と重複していない。ここに農地じゃない部分がありますので、そこには普通の住宅は建てられます。

農振農用地の除外とか農地法の関係でいきますと、要するに住宅を建てる時に外すという条件の中に、その所有者が持っておられる土地を全部当たっていただいて、そこで不可能であれば、ここしかないということで、その必要面積だけ外すことができるということになっておりますので、その部分でいけば農地法の縛り、あとは自然公園法の2種に一部入っておりますので、そっちの縛りもあるということでご理解いただきたい、そのように思います。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） ということで、1点目の大規模開発自体の可能性というのはないものと考えております。小規模な各1戸ずつの宅地に対しての浸透槽が大丈夫なのかというお話につきましては、データの裏づけがないもので、本当に大丈夫かと言われると言い切れないところなんです、各、ここに限らず浸透槽でやられているところがあります。それに対してよく建築の指導としてお話するのは、坂になっているところやなんかは、やっぱり一番自分の敷地の中で水がたまったりとかぐちゃぐちゃになるのはいいけれども、よその土地に対して悪さをするような場合はなるべく避けてくださいというようなご指導をしています。

というのは、下の下流側の人の土地に水が行くというのは、土の中の話ですのでわからないので、なるだけ維持管理等しっかりしていただいた中で、自分の中で下に浸透していくような形でお願いするということをしてしまっていて、だめと言っていないものですから、その浸透槽をするに対して基準法上どのぐらいの基準でという基準がないもので、ただ、そうは言いながら、浸透槽でやる場合、今、維持管理が心配なのか2槽にしています。2つ置いているんです。浸透ますが前は1個だったやつが2つ置いていることによって、より安全性を高めながら可能と言っておりますので、大丈夫なのかと言われるとデータの的には100%大丈夫とは言えないんですけれども、ただ通常に雨が降って水がしみ込む土と、じゃどれぐらい水道を使ったことによってふえるのかという話は、さほど変わらないのではないのかなとは思っております。

データがない中で不十分な答えで申しわけないんですけれども、法律上は認められている話なもので、お願いしながらなるだけ定期管理を、その建てた方がしっかりしていただくように指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番、鈴木君。

○8番（鈴木 敬君） 農地法の縛りがあるからむやみやたらと宅地化するという事はないというふうにお聞きしましたが、しかしやはりそれなりに農道を市道にすることによって、その周辺に宅地化がどんどん進んでふえていくということは十分考えられますので、特に排水の問題はしっかりと検討してちゃんと、もしかしたら全部下田湾のほうに浸透して流れていくのかもわかりませんので、そこら辺のところはしっかり対策を立てていただきたいというふうに要望します。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 関連しての質問でありますけれども、農道をこの市道に認定することになりますとこの道路の構造令というんでしょうか、道路の規定からいってどういう関係になるのかご説明いただきたい。

それでAからB、それからCからDにつきましては、それぞれ現在の市道と重なって重複していると、こういう説明でありますので、AからBの、あるいはCからDの道路の構造のあり方と、この農道のあり方というのは全く同じような基準でこの農道はつくられているの

かどうなのか。それからBからCですか、ちょっとこの地番と図面とわからないものですか、椎の久保須砂里山線というのはAからBだというのは図面からわかりますけれども、須砂里線というのはどこからどこなのかというご説明もいただきたい。BからDなのか、CからDなのかということでもあります。

それで、そういうことでいきますと農地がほとんどである。しかし、一部ここに宅地開発されているような地域もちょっと見受けられるような、図面から気がするんですけども、水道関係がどうなっているのかと。そして今後宅地化されていくわけですので、これに伴う下水道の事業の計画というんでしょうか、そういうものはどうなっているのかと。それから先ほど言いましたように、浸透ます2つつくるからいいんですよというようなことで本当にいいのかなというような思いがしますので、そこら辺の検討がどうなされているのか、なされていないのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 今のちょっと質問が前後して申しわけないかもしれないんですが、また答弁漏れがありましたらご指導願います。

まず、路線がどこからかご説明します。

上が椎の久保須砂里山線です。AからDと書いてあるところの上、Dの線が乗っている上のほうまで赤線が走っていると思います。それが椎の久保須砂里山線で、AからBが重複しているためBから起点にし直します。BからDの上。

〔「赤いところから」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（鈴木芳紀君） Dの指している赤いところではなくてDの……

〔発言する者あり〕

○建設課長（鈴木芳紀君） そうです。そこまでを、それはもともと終点はそこです、椎の久保須砂里山線は。それを、Aが起点だったものをBにします。

続きましてその下の路線、椎の久保須砂里山線です。椎の久保須砂里山線はAのうんと下のほう、紙の一番右下くらいのところに赤い線が走っていると思います、この辺。これが起点です。これからDまで行っています。それをCまでにします。今削られたAからD、CからDというのは新しい御台場線に吸収されます。そのために起点、終点が変わります。

その中で道路構造令なんですけれども、実際道路構造令に合わせた形での農道ではないと思っています。というのは、道路構造令が要らない路線と考えております。実際この山道、今よりずっと細い道ですけども、それも歩くだけの道になっていると思います。車

が通れるような道ではないです。それを今の基準、どちらかというとな農道御台場線のほうが舗装されていい道だと思います。それを変えるようなことはしない。現状そのまま市道として利用させていただくという形でおります。

それで、水道の話ですけれども、黄色い線が行っている、一番最後までかな、黄色い線が農道の御台場線として行っていますけれども、この一番末端まで、末端というとな左側です、Dの先まで水道が行っております。

下水道の話なんですけれども、今、下水道の計画は現在は考えておりません。排水の浸透槽の話で、敬議員からのご質問の繰り返しになってしまうかもしれないんですけれども、考えている宅地というのはそれほど大規模なものではないですし、各住宅自体は大きいものは建たないということを考えております。もし仮に大規模な開発があったら、それこそ開発許可とかその法的な許可が必要になると考えていますので、その際には浸透槽でという話は当然ないと思います。その許可時点で排水に対して大規模な開発は対応していく。

もし仮にですけれども、先ほど大規模な開発の可能性はないとは思っているんですけれども、仮にそういう場合があった場合は、そのでかい開発でやっていただくという話になった中で、小さな規模のものというのは本当に、後でまた宅地化できる場所を掲示しますけれども、この路線に比してかなり小さな、それほど大規模の場所ではないと考えておまして、ここだけじゃなくて浸透槽がいいのかと言われると先ほどの話で法的にはいいという話なもので、そこまでは法律に任せて検討していないですという対応になってしまうんですが、全部の路線にば一っと家が建ち並ぶわけではないものですから、言い切れはしませんが、浸透槽でもやむを得ないのかなとは思いつつながら、法的に基準法上は認められていることなものですから、そこまで検証はしておりません。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 大体わかりましたけれども、ちょっと図面の説明で理解がいかんかったものですから、そうしますと、農道として残る部分というのはあるのかなのかだけちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 農道として残る部分はDから先の黄色い部分が、赤黄が黄色だけになるところがありますよね、Dから左側、その部分だけ農道として残ります。

以上です。

○議長（森 温繁君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第30号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第30号 下田市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第30号 下田市行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが議案件名簿の30ページをお開き願います。

下田市行政不服審査会条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、下田市行政不服審査会の設置、組織運営について必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の26ページをお開き願います。

行政不服審査法の全部改正に伴う案件は、議第30号から第32号まで、また議第33号も関連しておりますので、議第30号の説明にあわせまして行政不服審査法の全部改正の概要を説明させていただきます。

条例制定及び関連条例改正等の必要性でございますが、平成26年6月に行政処分または不作為に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性の向上や利用しやすさの向上の観点から行政不服審査法が全部改正されました。新法は平成28年4月1日から施行されるため、下田市におきましても関連する条例制定や改正等行う必要が生じたものでございます。用語の説明は下段のとおりですので参考にしていただきたいと思います。

27ページをお開きください。

今回の改正では、公正性を向上するため①にありますように、審理員による審理手続の導入とともに、②の第三者機関への諮問手続の導入が新たに義務づけられました。具体的には右上の新法の図にありますように、庁内の審理員の意見書を第三者機関に諮問をし、答申を

受ける手続が必要となったものでございます。そのため議第30号を制定し、第三者機関である下田市行政不服審査会の設置等につきまして必要な事項を定めるものでございます。

28ページをお開きください。

公正性を向上するために、③にありますように審査請求人の権利が拡充され、弁明書や反論書のほかに、添付されていた証拠書類等についても写しの交付等が受けられるようになりました。また利用しやすさを向上するため、審査請求をすることができる期間が60日から3カ月に延長されることになりました。さらに②にありますように、処分庁への異議申し立てがなくなり、審査請求に一本化されております。

29ページをお開きください。

行政不服審査法の改正に伴う各審査会の役割についてご説明申し上げます。

図にありますように、情報公開の不開示決定等に関する審査請求は、これまでどおり情報公開審査会での審査。また個人情報の不開示決定等に関する審査請求は、個人情報保護審査会での審査となります。それ以外の処分等に関する審査請求は、原則行政不服審査会の審査対象となるものでございます。

新法は平成28年4月1日から施行されるため、下田市においても関係条例をあわせて制定及び改正するものでございます。

次に、条例の内容をご説明申し上げますので、30ページの行政不服審査会条例逐条解説をお開きください。

第1条は、本市の行政不服審査会の設置、組織及び運営について規定することを本条例の趣旨とするものでございます。

第2条第1項は、行政省の処分等に関する審査請求について、採決の客観性、公平性を高めるため審査庁の審理のみに委ねるのではなく、審理員の判断の適否を審査する機関として本市に行政不服審査会を設置することについて規定するもので、第2項では、審査会は非常設型の第三者機関とし、諮問された事項について調査、審議が終了した場合には廃止されることを規定するものでございます。

第3条は、審査会における委員の人数を規定するもので、委員は5人以内とするものでございます。

31ページをお開きください。

第4条は、審査会委員に関する規定で、第1項は、委員の要件を審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法律等または行政に関して優れた識見を有す

る者を市長が委嘱する旨を規定し、第2項において、諮問された事項について調査、審議が終了し、審査会が廃止された場合は、委員も解任されることを規定するものです。第3項は、審査会の委員は地方公務員法第3条第3項第2号の規定による特別職の公務員であることから、同法第34条の規定に基づく守秘義務を負っておりません。しかし、調査、審議の過程におきまして個人情報等に接する機会があり、守秘義務の遵守を求める必要性が高いと考えられること、また客観的かつ公正な判断が求められること等から審査会委員の守秘義務を規定するとともに、第4項で政治運動等の制限について規定をしております。

32ページをお開きください。

第5条第1項は、会長の設置及び選任方法を委員の互選とすること。第2項は、会長は会務を総理し、審査会を代表すること。第3項は、会長が病気、国外出張等在籍しているが事務を執行できないときには、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する旨を定めたものでございます。

第6条第1項は、審査会は会長が招集すること及び会議の議長は会長が行うことを規定し、審査会は事案ごとに設置するため、ただし書きにおきまして最初の会議は市長が招集する旨を定めることといたしました。第2項は、会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないことを規定するものです。第3項は、会議の議事は出席委員の過半数で決することとし、可否が同数である場合は議長によって決することを規定するものでございます。

33ページをお開きください。

第7条は、審査会の庶務は総務課庶務係において行うことを定め、第8条では、審査会に関し必要な事項は会長が審査会に諮って定めることを規定するものです。

第9条は、本条第4条第3項に定める守秘義務規定に違反した審査会の委員に対する罰則について定めたもので、守秘義務を担保するため違反した場合には、地方公務員法が規定する一般職員の守秘義務違反と同じ罰則である1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとしたものでございます。

附則でございますが、本条例の施行期日を規定するもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第30号 下田市行政不服審査会条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） ご説明をいただきましたけれども、ちょっと理解が進みませんので質問させていただきたいと思いますが、具体的にはここ5年間ほどでどのようなケースが、行政不服に当たるようなものがあつたのかお尋ねしたい。自分の記憶ですと、情報開示を求めて何らかの理由で開示ができなかったと、それらのものに対して、その決定に対して不服であると、こういうケースもあろうかと思いますが、内容的にはどういう種類の訴えがあつたのかということが1つ、お尋ねをしたいと思います。

それらのケースがこの図面でいきますと27ページに図が示してくださっておりますので、これに当てはめて考えるとどういうことになるのかと、処分庁というのは、例えば情報公開でこれは公開できないと、公開できないのはおかしいではないかと、こういうようなケースの場合、処分庁というのは当然市当局ということに、あるいは担当課になるのかと思いますが、ここに書いてあります市民が要求して審査員というのは市長がそのときどきに任命した何人でしたか、5人の委員でやるのかと。そうしますとその上に書いてあります審査庁というのはどこを指しているのかと、あるいは左側の第三者機関というのはどういう機関なのかと、何を指しているのかと。これらのところをちょっと具体例でご説明いただけると大変理解が進むんじゃないかと思いますが、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） まず1点目の過去のケースでございますけれども、ちょっと5年までは見られなかったんですが、過去3年、平成24年度以降のものを見ましたところ、平成24年度に市県民税の賦課に対する異議申し立てがありました。件数はその前も少ないということですが、結果としては棄却になっておりますけれども、この3年間で1件。その前もちょっと行政不服の関係は少ないというか、ほとんどないような状況だと思います。

先ほど沢登議員が言われました情報公開は、ここの今の審査会の対象になりませんので、この今資料の先ほど簡単に説明しましたけれども、資料のほうの29ページをお開きください。今回の改正によってどうなるかというのがそこに図示してあります。

下の図ですけれども、情報公開の不開示決定等に関する審査請求につきましては、これはこれまでどおり情報公開審査会でそのまま審査します。29ページなんですけれども、個人情報についても個人情報保護審査会でこれは審査します。法的に、例えば定められてそれ以外のところでやる、例えば固定資産の関係とかいろいろありますけれども、原則それ以外のは今回行政不服審査会というものを設置して、審理員の審議を得て、行政不服審査会で行

うということです。ですから、先ほどの情報公開とか個人情報の関係はこれまでどおりということで、これによる変更はないというふうにして、ということでございます。

それと、27ページをお開き願いまして、この第三者機関への諮問手続の導入ということで現行と新法というふうにありますけれども、処分庁というのは例えば処分をしたところですので各建設課ですとか、産業振興課ですとか、それぞれの処分をしたところになります。

審理員というところは、これは処分をしたところ以外の市の課長とか係長、そのところが審理員という形でその内容を審理しまして、その意見書を審査庁に出すということになります。この場合の審査庁は、普通でいけば総務課ということでご理解していただいていると思います。

その審査庁は、その審理委員会の意見書が提出された場合にこの第三者機関への諮問と答申、これは審理員のやったものが正しいですかと、これでよろしいですかということ第三者機関にこれを諮問することになります。その第三者機関が今回議第30号で新たに設けようとしています審査会というような流れになります。

今回の改正によりまして、左の図と違いますように第三者機関が追加されたことと、審理員による審理が追加されたことです。これまでは左にありますように、処分庁がそのまま審査庁に処分庁から弁明書とか証拠書類を出して審査庁が審理して、審査請求人とやりとりになりましたけれども、今回は第三者機関とか審理員のやる審理というものが入ってきたというのが今回の主なものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） ありがとうございます。大分理解が進みましたが、もう1点だけ。その同じ27ページの下の図は、何を指しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） この下の図が米印を見てもらうとおわかりになると思いますが、先ほど説明しました情報公開とか個人情報の開示に関する審査請求、その場合の図です。ですから、先ほど情報公開とか個人情報は別ですよということを申し上げましたけれども、これはこれまでどおりということで処分庁から審査庁に出されたものを、これまでも情報公開審査会ですとか個人情報保護審査会等を行っておりましたので、先ほどの新法の行政不服審査の関係の流れとは異なるということはこの図で示させていただきました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 本案に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第30号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第31号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の33ページをお開き願います。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴い関係条例の条文を整備するものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の34ページ、35ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第1条は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正するもので、第18条の2第1項中「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

第2条は、下田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するもので、第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、第1号の次に第2号として審査の申し出に係る処分の内容を、審査申出書の記載事項を加えるものでございます。第3項は、審査申し出人が法人等であるときの規定で「又は居所」を加え、書面を規定する根拠法令が法から施行令に変わったための改正及び代表者が資格を失ったときに書面で届け出なければならない旨の規定を第6項に加えるものでございます。

第6条第2項は、ただし書きを削り第3項とし、第2項として電子情報処理組織、いわゆるインターネット等を使用して弁明がなされた場合には、弁明書が提出されたものとみなす

旨の規定を加えるものでございます。

36ページ、37ページをお開きください。

第11条は、第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、各号に決定書に記載すべき事項を明記したものでございます。

第3条でございますが、下田市営土地改良事業経費賦課徴収条例の一部を改正するもので、第3条の改正は字句修正、第4条は、「異議申し立て期間60日以内」を「審査請求がすることができる期間3カ月以内」とすることが主な改正で、他は字句の整備でございます。

第4条は、下田市手数料条例の一部を改正するもので、改正後の行政不服審査法では審理委員から提出書類等の写し等の交付を受ける審査請求人等及び行政不服審査会から主張書面や資料等の写し等の交付を受ける審査請求人等は、実費の範囲内で政令の定める額の手数料を納めなければならないとされております。

また、新法では地方公共団体について読みかえ規定が設けられているため、行政不服審査法に基づく写し等の交付手数料につき、実費の範囲内の額を条例で定めるとともに、手数料条例の根拠規定として地方自治法に加え、行政不服審査法も追加規定する必要性が生じたものでございます。改正内容でございますが、「目的」を「趣旨」に改め、手数料の次に「及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による手数料」を加えるものでございます。

38ページ、39ページをお開きください。

第4条は、字句の修正。

第5条から第7条までは全文を改めるもので、第5条第1項は字句修正、第5条第2項を削り、第5条第3項は字句修正の上、新たに第6条の手数料の不還付を加えるとともに、ただし書きを加え、市長及び行政不服審査法の規定に基づく審理員等が特に必要と認める場合は還付できる旨を規定いたしました。

第7条は料金の免除規定で、第1項において手数料を徴しないものを定め、第2項において免除することができる場合を規定する改正を行いました。

40ページ、41ページをお開きください。

第5条から第7条までの全文を改めたため、改正前の第7条の過料の規定を文言等改め、第9条としたところでございます。

別表第1の改正でございますが、行政不服審査法に基づく写し等の交付手数料につき、実費の範囲内の額を条例で定める必要があるため、別表第1、化製場の次に行政不服審査の部を加え、提出資料等の写し等の交付手数料を1枚片面につき白黒10円、カラー20円とするも

のでございます。また、情報公開、個人情報の開示との整合性を確保するため、それぞれの部に情報公開、個人情報を加え、1枚片面につき白黒10円、カラー20円、その他として当該写しの作成に要する費用に相当する額を追加いたしました。

42ページ、43ページをお開きください。

備考欄の改正は、その他の具体的内容といたしまして、A4、A3以外の用紙、電磁的記録媒体に複写したものを加えるものでございます。

第5条は、下田市行政手続条例の一部を改正するもので、第3条第10号中「異議申し立て」を「再調査の請求」に改め、第19条第2項第4号中「ことのある」を削ったものでございます。

44ページ、45ページをお開きください。

第6条は、下田市個人情報保護条例の一部を改正するもので、目次中、第3章第4節の「不服申し立て」を「審査請求」に改め、第27条の「費用負担」は先ほど手数料条例に明記いたしましたので削除するものでございます。

第3条第4節は、行政不服審査法の全部改正に伴い、改正箇所が多いためその全部を改正しております。

第44条は、審理員による審理手続に関する規定の適用除外に関する規定で、個人情報における各審査請求については、審理員による審理は適用しない旨の規定を新たに加えたもの。

第44条を第44条の2とし、第1項には審査会に諮問できる内容の開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為を加えるとともに、字句等につきましても所要の改正を行いました。

46ページ、47ページをお開きください。

第44条の2第2項におきまして、審査会への諮問の際は弁明書の写しを添えてしなければならない旨の規定を加えております。

46ページから49ページにかけて、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条及び第51条の改正は、字句及び条項のずれ等を改正したものでございます。

第51条の2は、新たに提出資料の写しの送付等に関する規定を加えたもので、第1項は、審査会に提出された意見書または資料は、提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付する旨を規定し、ただし書きにおいて第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときはこの管理ではない旨を規定しております。

第2項は、審査請求人等は審査会に対し審査会に提出された意見書または資料の閲覧を求

めることができる旨を規定し、この場合、審査会は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない旨を規定したものでございます。

第3項は、審査会は第1項、第2項の規定による送付または閲覧に供する場合で必要と認めるときは、提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない旨を規定したものでございます。

第4項は、審査会が閲覧についての日時及び場所を指定することができる旨を規定したものでございます。

50ページ、51ページをお開きください。

第52条は条ずれ、第53条は字句を改めるものでございます。

それでは、議案件名簿の38ページをお開きください。

附則でございしますが、第1項は施行日に関する規定で、この条例の施行日を平成28年4月1日からとするもの。

第2項は、この条例の施行前にされた実施期間の処分またはこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作为に係るものに関する取り扱いについては、なお従前の例によるというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第31号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第32号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第32号 下田市情報公開条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第32号 下田市情報公開条例の全部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の39ページをお開き願います。

下田市情報公開条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正及び条例内容の再整備を行うため全部改正をするものでございます。

本条例改正も議第31号と同様に、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例として整備するものでございますが、下田市情報公開条例につきましては、条例制定当時、国の情報公開についての法律である行政機関が保有する情報の公開に関する法律が未施行であったこともあり、法律とその構成等の面で合致していない部分が見られます。そこで、今回の行政不服審査法の改正に伴う字句整備とともに、情報公開条例の内容を国や県条例等を参考に全部改正をするものでございます。

次に、条例の内容についてご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の52ページ、53ページをお開きください。

右側のページが改正案となっており、参考にありますように下線を引いた部分が行政不服審査法に伴う改正でございます。左側のページは関連する法律名等を記載しておりまして、各条文の見出し横に「行」と記載されているものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に伴うもので、現条例の不足部分を国の法律や県の条例などを参考に加えたことがご理解いただけるようにいたしました。

第1章は総則を規定しておりまして、第1条はこの条例の目的を定めたもので、地方自治の本旨にのっとり市民の市政についての知る権利を尊重して、公文書の公開を請求する権利について定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の公正な執行と市民の信頼の確保を図り、民主的で開かれた市政の推進に資することを目的とするものでございます。

第2条は、基本的な用語の定義を定めたもの。

第3条は実施機関の責務を定め、第4条は開示を請求する利用者の責務を定めております。54ページ、55ページをお開きください。

第2章は、公文書の開示及び審査請求についての規定で、第1節は公文書の開示について定めており、第5条は開示請求権は何人にもある旨を規定しております。

第6条は、開示請求の手続を規定しており、第1項は規則で定める開示請求書に同項第1

号及び第2号に掲げる事項に記載する旨を定め、第2項では開示請求者に不備があるときに補正を求めることができる旨の規定をしたものでございます。

第7条は、公文書の開示義務の規定で、開示請求があったときには不開示情報を除き開示義務がある旨を規定するとともに、同条第1号から第6号におきまして不開示情報について規定しておりますが、不開示情報につきましては県条例を参照にしたものでございます。

58ページ、59ページをお開きください。

第8条は、一部不開示情報が含まれている場合においては、除かれた部分を部分開示しなければならない場合を規定したものの。

第9条は、不開示情報が記録されている場合であっても公益上の理由による裁量的な開示ができる旨を規定したものの。

第10条は、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる旨の規定でございます。

第11条は開示請求に対する措置を規定したもので、第1項は開示請求者に対し、開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない旨を定め、第2項は開示しないときは開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない旨を定めたものでございます。

第12条の開示決定等の期限でございますが、行政不服審査法では30日以内としておりますが、本条例ではこれまでどおり15日以内とし、延長期間につきましては行政不服審査法と同じ30日以内と規定しております。

60ページ、61ページをお開きください。

第13条は、開示決定の期限の特例を規定したものでございます。

第14条の事案の移送でございますが、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、事案を移送することができる旨を規定するとともに、移送した実施機関及び移送を受けた実施機関の役割等を定めたものでございます。

第15条は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等について規定したもので、第1項では開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときには、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができる旨を規定し、第2項では意見書を提出する機会を与えなければならない場合を具体的に規定したものでございます。第3項は、第三者が公文書の開示に反対の意見を提出した場合に開示決定するときには、開示決定の日と開示を実施

する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないとする規定でございます。また、その理由等を書面で通知しなければならない旨もあわせて規定したものでございます。

62ページ、63ページをお開きください。

第16条は、開示の具体的な方法を定めたもの。

第17条は、法令等の規定による場合の開示は法令の定めによる旨、また市民の利用を目的とする公文書は本条例の適用外である旨を規定したものでございます。

第2節は、審査請求に関する事項を規定しており、第18条は審理員による審理手続に関する規定の適用除外に関する規定。

第19条第1項は、審査請求があったときは、審査請求が不適合であり却下するとき及び反対意見書の提出がないときに、審査請求の全部を容認し全部を開示することとするときを除き、下田市情報公開審査会に諮問しなければならない旨を規定したものでございます。第2項は、諮問は弁明書の写しを添える旨の規定でございます。

64ページ、65ページをお開きください。

第20条は審査請求人及び参加人、開示請求者、公文書の開示について反対意見書を提出した第三者に、諮問した旨の通知をしなければならないことを規定したものでございます。

第21条は、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続を定めたもので、第15条第3項の規定を準用するというものでございます。

第3章は、下田市情報公開審査会に関する規定で、第22条は審査請求について調査審議するため下田市情報公開審査会を置くこと。審査会の役割、委員5人以内であること、市長による委嘱、委員の任期は2年とすること等を定めるものでございます。

第23条は審査会の調査権限に関する規定で、第1項は諮問庁に対し開示決定等に係る公文書の提示を求めることででき、この場合何人も審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない旨の規定。第2項は、諮問庁は審査会からの求めを拒むことができない旨の規定。第3項は、審査会は諮問庁に対し公文書に記録されている情報の内容を分類整理した資料を審査会に提出するよう求めることができる旨の規定。第4項は、審査会は審査請求に係る事件に関し審査請求人等に意見書や資料の提出を求めること、また適当と認める者に事実の陳述やその他必要な調査ができる旨を規定したものでございます。

66ページ、67ページをお開きください。

第24条は意見の陳述に対する規定で、第1項は審査請求人等から申し立てがあったときの口頭で意見を述べる機会を付与する旨の規定。第2項は前項の意見陳述の際、審査請求人、

参加人、補佐人が出頭できる旨の規定でございます。

第25条は、審査請求人等が審査会に対し意見書または資料を提出することができ、審査会が期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない旨を定めたものでございます。

第26条は、提出資料の写しの送付等に関する規定で、第1項は第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときを除き、意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に、資料提出等の写しを送付する旨の規定でございます。第2項は、審査会に提出された意見書または資料の閲覧に関する規定でございます。第3項は、提出資料の写しの送付や閲覧時に審査会員が必要と認めるときは、提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない旨を定めたものでございます。第4項は、閲覧について日時及び場所を指定することができる旨の規定でございます。

68ページ、69ページをお開きください。

第27条は、諮問に応じて審査会が行う調査審議に係る手続及び公文書は公開しないとするものでございます。

第28条は、審査会は答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付すること、答申の内容を公表する旨の規定でございます。

第29条は、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める旨の規定。

第4章は雑則で、第30条は、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実について規定したものでございます。

第31条は、公共的活動団体等への要請について定めたもの。

第32条は、公文書の管理について定めたもの。

第33条は、市長が実施機関に対し、この条例の施行の状況の報告を求めることができることとし、これらを取りまとめ、公表しなければならないことを定めたものでございます。

70ページ、71ページをお開きください。

第34条は、この条例の施行に際して必要な事項は規則で定めることとしたものでございます。

第5章は罰則についての規定で、下田市情報公開審査会の委員が第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとするものでございます。

72ページ、73ページには下田市情報公開審査会の答申書を掲載してございます。

審査会の意見といたしましては、大きくは2点の意見をいただいております、1点目は、情報公開請求に関しては従来どおり下田市情報公開審査会で審査する旨の確認と、2点目は罰則規定に関する意見でございます。審議会の結論といたしまして、改正案は妥当であるとのご意見をいただいております。

議案件名簿の48ページをお開きください。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めておりまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項から第4項は経過措置を定めておりまして、第2項はこの条例の施行の際に現にされている改正前の下田市情報公開条例第6条の規定による公開の請求は、新条例の開示の請求とみなすというものでございます。第3項は、この条例の施行の際、現にされている旧条例第12条の規定による不服申し立ては、新条例第19条の規定による審査請求とみなすというものでございます。第4項は、前2項に規定するもののほか、新条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続、その他の行為は新条例の相当規定によってされたものとみなすというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第32号 下田市情報公開条例の全部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 5分休憩

午前11時15分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第32号の当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） ちょっと休んでいるうちに答申書を読ませていただいたところですが、1年以下の懲役、50万円以下の罰金だということではありますが、罰則規定を設けるんだと、ここに大きな特徴があるかと思うんですが、これの適用は具体的にはどういう手続が進められることになるのかと、検察庁との関係が出てくるということがここで書いてあるわけでありましてけれども、検察庁と処分をする当局とどういう関係になって、このよう

な罰則を処置することになるのかという点が1点であります。

それから、県と国の条例、法令を参考にして新たに全部つくりかえるということでありませうけれども、第12条の開示決定等の期限、59ページ、この改正条例の説明資料の59ページに請求のあった日から15日以内と、そして事情がある場合には第2項で30日以内に延長することができる、こういう規定があるわけですが、開示を求めている人にとっては30日も先送りされたんではもう状況が違ってくるといような事態も想定できるんじゃないかと思うんですが、もとの改正前のものがちょっと記憶だけですので、14日以内じゃなかったかという気もするんですが、ここの改正が15日と30日以内とした、国・県がこうだからということでしょうけれども、理由というのはどうなっているのかと。これらの開示の日には、できる限り早く請求者に答えを出すということが必要ではないかと思うんですが、どうなのかと。

それから3点目としまして、当然この情報開示に不服がある場合には、恐らく行政裁判に進むことができるということになるんじゃないかと思いますが、それらの規定と状況はどのような、裁判との状況は仕組みはどうなるのか、この3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 説明資料があると思うんですが、そこの先ほど説明しました資料になりますけれども、29ページをお開きください。1点目の50万円以下の罰金と懲役の関係ですが、これは、今、情報公開審査会、個人情報審査、前、個人情報保護審査会の関係で罰則規定を同じように1年以下の懲役または50万円以下の罰金と、これ12月の改正でやらせていただいたんですが、この関係と今回は全て合わせて、罰則についてはあります。

それと適用ですが、原則このようなことがあってはならないということで、あくまでもそういったそれを規制するという意味も大きくとっておりますので、もしもその委員さんがこのようなことをしたということが判明すれば、当然この辺は罰則規定が適用されるというふうに考えています。

あと国県を参考にとということで、先ほど15日以内ということですが、現在までも15日以内で、国のほうはたしかこれは30日になっていると思ったんですが、下田市の場合にはこれまでの個人情報とか情報公開についても15日以内に行っているということで、これについては国のほうの定めよりも短いというふうな形にしておりますので、今、沢登議員がおっしゃるように、なるべく短期間に通知できるようにというふうな配慮をそこでしているも

のでございます。

それと不服の申し出とかと訴訟の関係でございますが、先ほどありました28ページのほうのこの図を見ていただくとわかると思いますけれども、これが処分から訴訟までの関係という形になります。審査請求を経て再審査請求で訴訟ということもできますけれども、これが処分するときから再調査の請求を処分庁にして、これは法に定めがあるときです、もとの法に定めがあるときには再調査請求をしてということになります、これも審査請求等を経ないで訴訟に行くことも可能ということです。

ただ、例えば一般の個人が訴訟ということはなかなか困難性もあるというようなことがありますので、ここは利用しやすさを向上するという面で審査請求、再審査請求から、それからでも訴訟までいけますよというような形の、この日の、ここは長いほうが請求者にとってはいいということで、今回の改正で、左にあります60日以内が3カ月以内になったというような形の改正が今回されておりますので、こういった訴訟までの経過はこういった月日ということになります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番、沢登議員。

○13番（沢登英信君） わかりました。

73ページのこの意見書の下の方だけ確認して終わりたいと思いますが、なお罰則の規定について現在検察庁と協議中であるということであるが、検察庁の意見を尊重すべきと判断した、とこう書いてありますが、検察庁の意見というのはどういうことであったのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 現在、罰則規定についてはそちらのほうと協議するということが言われておまして、これは12月の個人情報保護条例のときにも同じようにしています。そのときにうちのほうが、ちょっと1年以下の懲役または50万円以下の罰金というもので出さなかったときに、これは国の規定とこのようにというお話がありましたので、今回はこれと同じような形を出して、検察庁のほうと協議はこの後済んで、これでいいですよというような回答を得ているという状況です。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これで質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議第32号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第33号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第33号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） それでは、議第33号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の49ページをお開き願います。

提案の理由でございますが、行政不服審査法の全部改正及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正等に伴いまして所要の改正を行うためでございます。

消防団員等公務災害補償条例は、消防団員や民間協力者が消火作業等において負傷された場合などに、消防組織法第24条に基づきまして市が損害補償を行うこととなりますことから制定されているものでございます。損害賠償を行うに当たりましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第3条に基づきまして、市は消防団員等公務災害補償等共済基金と共済契約を締結しておりまして、事故が生じた場合は政令の基準に従って申請し、支給を受け、負傷等をされた消防団員等に損害補償を行うという流れになってございます。

それでは、条例改正関係等説明資料に沿ってご説明申し上げますので、お手数ですが条例改正関係等説明資料の74ページ、75ページをお開き願います。

左側が改正前、右側が改正後であります。

この条例は、施行期日ごとに第1条と第2条にわけてございます。

まず第1条関係でございますが、第7条から第25条までにつきましては字句の修正を行うものでございます。

附則につきましては、項立てから条立てにいたしまして見出しを付し、7条を加えるものでございます。損害補償を行うときは政令の基準に沿って共済基金に請求を行うものでございますので、附則の部分につきましては、これまでは運用で対応してまいりましたが、県内他市町の状況も参考にしまして、そごの生じることのないように、これらの附則の規定を政令に準拠した形で明文化するものでございます。

ページをおめくりください。

附則第3条は、脳死した者の身体に対する療養補償を、条例の制定に基づく療養給付とみなすことを規定したものでございます。

附則の第4条は、障害補償年金を受給する権利を有する方が早くに亡くなられた場合に、受給額を調整するため、損害補償年金前払い一時金の限度額までご遺族に対して支給する障害補償年金差額一時金に関する規定でございます。

ページをおめくりください。

附則第5条は、障害を負った方が社会復帰等を行うに当たりまして一時的に資金を必要とする場合、年金の前払いを受けられる障害補償年金前払い一時金に関する規定でございます。

82ページ、83ページをお開きください。

附則第6条は、ご遺族が一時的に生活資金を必要とされるときに年金の前払いを受ける、遺族補償年金前払い一時金に関する規定でございます。

ページをおめくりください。

附則第7条は、ご遺族が遺族補償年金の受給資格年齢に達しない方であっても、専ら亡くなられた消防団員等の収入によって生計を維持されていた方であって、55歳から59歳までの方であれば遺族補償年金前払い一時金を受給することができ、60歳に達しますと年金を正式に受給することができる遺族補償年金の受給資格年齢の特例に関する規定でございます。

ページをおめくりください。

附則第8条は、ほかの法律による給付との調整に関する規定でございます。消防団員等公務災害補償給付は、広い意味での社会保障給付の一環をなすものでございまして、給付の費用に公的負担がされていることでございますから、ほかの法律による給付があわせて給される場合につきまして、調整率を乗じて得た額が支給される仕組みとなっております。この調整率につきましては、労働者災害補償制度や地方公務員災害補償制度で定められております調整率と同じ率が用いられてございます。

98ページ、99ページをお開きください。

附則第9条は、葬祭補償の暫定措置に関する規定でございます。

次に、第2条関係でございますけれども、第31条につきましては、議第31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてで、ご説明のありましたとおり、行政不服審査法の全部改正により「異議申し立て」を「審査請求」に字句の修正を行うものでございます。

ページをおめくりください。

附則第8条第2項及び第5項の表につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年2月24日に公布されまして4月1日からの施行となりますものですから、調整率を改正するものでございます。

お手数ですが、議案件名簿の61ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めておりまして第1条関係の改正につきましては公布の日から、第2条関係の改正につきましては平成28年4月1日から施行するものでございます。これは全部改正された行政不服審査法、一部改正された政令ともに平成28年4月1日から施行されますことから、それに合わせたものでございます。

第2項は経過措置を定めておりまして、第2条関係で改正を行います附則第8条第2項及び第5項の表の改正後の調整率につきましては、平成28年4月1日以降に支給すべき事由の生じた障害補償年金と休業補償、それから平成28年3月31日以前に支給すべき事由の生じた障害補償年金であって、平成28年4月1日以降の期間に係る障害補償年金に適用されるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第33号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第33号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前11時32分散会